

東日本大震災により特に必要となった一般廃棄物の処理を行う場合に係る廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第十二条の七の十六に規定する環境省令で定める一般廃棄物の特例に関する省令の一部を改正する省令案の概要について

第1 趣旨

東日本大震災により特に必要となった一般廃棄物の処理を行う場合に係る廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第十二条の七の十六に規定する環境省令で定める一般廃棄物の特例に関する省令（平成23年環境省令第8号。以下「特例省令」という。）に基づき、東日本大震災により発生した災害廃棄物（安定型産業廃棄物と同様の性状を有するものに限る。）を安定型最終処分場において埋立処分する場合の手続を簡素化（届出で足りることとする。）し、災害廃棄物の円滑かつ迅速な処理が行われているところである。

特例省令の適用期限が平成26年3月31日であるところ、一部災害廃棄物の発生量が多い地域では、同日までの処理完了が困難であることから、引き続き、特例省令により、災害廃棄物の円滑かつ迅速な処理が必要である。

そのため、特例省令の適用期限を延長する改正を行う。

第2 改正内容等

1. 改正内容

特例省令の適用期限を1年間延長し、平成27年3月31日までを特例省令の適用期限とするよう改める。

2. 施行期日

平成26年4月1日